

## 白子町小学校適正配置等検討委員会設置要綱

### (目的及び所掌事務)

第1条 児童の減少化に対応するため、本町における小学校適正配置等の調査検討を行い、将来への望ましい教育環境のあり方を見出すことを目的とし、白子町小学校適正配置等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討委員会は、その結果を白子町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

### (組織)

第2条 検討委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 小学校の学校長
- (3) 小学校の児童の保護者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

### (任期)

第3条 委員の任期は、委嘱した日から第1条第2項に規定する報告した日までとする。

第4条 検討委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、検討委員会を代表し会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

### (会議等)

第5条 検討委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定め、その他必要な事項については、教育委員会が別に定める。

### (庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育課において処理する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。